

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

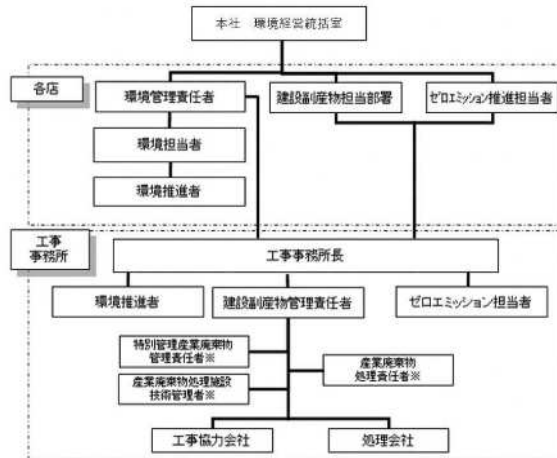
(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和5年6月16日	
(あて先) さいたま市長 殿	
提出者 〒108-8502 住 所 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟 氏 名 株式会社大林組 東京本店 代表取締役副社長執行役員 東京本店長 笹川 淳 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-5769-1390	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社大林組 東京本店
事業場の所在地	東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟 (さいたま市内各事業場分)
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
②事業の規模	8,825百万円
③従業員数	54名(令和5年3月現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>                     graph LR                         A[施工・発生] --&gt; B[保管]                         B --&gt; C[収集]                         C --&gt; D[中間処理]                         D --&gt; E[最終]                         D --&gt; F[再生]                     </pre>

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙①参照	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) (1) 施工高あたりの汚泥を除く新築系産業廃棄物排出量に管理目標値を設定し総排出量の削減を図る (2) 新築建築工事の混合廃棄物について工事規模・種類別に目標値を設定し混合廃棄物の発生を抑制する (3) 従来の方法により排出量の減少を図る ・ 施工方法の検討による廃棄物の削減（鋼製型枠材の使用等） ・ 梱包材の削減（メーカーへの簡易梱包依頼等）		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙②参照	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記「①現状」の取組を継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 新築建築工事の混合廃棄物単位排出量の目標値設定 (2) 分別方法 ・ 分別品目の決定（スペースに応じて4～10品目程度） ・ 現場内に廃棄物ストックヤードを確保（コンテナ置場と回収車の停車スペース、コンテナ毎に分別ステッカーの貼付け）
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下記の分別方法を引き続き行う ・ 分別品目の決定（スペースに応じて4～10品目程度） ・ 現場内に廃棄物ストックヤードを確保（コンテナ置場と回収車の停車スペース、コンテナ毎に分別ステッカーの貼付け）

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・全現場でゼロエミッションを推進 ・個々の現場で廃棄物排出量の目標を設定し削減に取り組む。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記「①現状」の取組を継続する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物処理計画書（別紙①）

さいたま市

	産業廃棄物の種類	排出量	全委託数量	優良認定処理業者	再生利用業者への	認定熱回収業者への	認定熱回収業者以外の
				への処理委託量	処理委託量	処理委託量	熱回収を行う業者への
				への処理委託量	処理委託量	処理委託量	処理委託量
1	廃油	0.14 t	0.14 t	0.14 t	0.14 t	0.00 t	0.00 t
2	廃アルカリ	0.15 t	0.15 t	0.15 t	0.15 t	0.00 t	0.00 t
3	建設汚泥	5,189.31 t	5,189.31 t	1.01 t	5,189.31 t	0.00 t	0.00 t
4	廃プラスチック類	9.28 t	9.28 t	1.33 t	9.28 t	0.00 t	0.00 t
5	紙くず	3.02 t	3.02 t	1.67 t	3.02 t	0.00 t	0.00 t
6	繊維くず	2.00 t	2.00 t	2.00 t	2.00 t	0.00 t	0.00 t
7	木くず	16.83 t	16.83 t	2.55 t	16.83 t	0.00 t	0.00 t
8	混合廃棄物（安定型）	24.25 t	24.25 t	0.00 t	24.25 t	0.00 t	0.00 t
9	混合廃棄物（管理型）	114.37 t	114.37 t	39.19 t	114.37 t	0.00 t	0.00 t
10	金属くず	52.95 t	52.95 t	10.35 t	52.95 t	0.00 t	0.00 t
11	廃石膏ボード	110.10 t	110.10 t	1.50 t	110.10 t	0.00 t	0.00 t
12	ガラス及び陶磁器くず	114.20 t	114.20 t	1.50 t	114.20 t	0.00 t	0.00 t
13	コンクリート塊	677.70 t	677.70 t	2.70 t	677.70 t	0.00 t	0.00 t
14	アスファルト・コンクリート塊	19.80 t	19.80 t	1.80 t	19.80 t	0.00 t	0.00 t
15	その他がれき類	264.60 t	264.60 t	13.30 t	264.60 t	0.00 t	0.00 t
16	蛍光灯類	1.66 t	1.66 t	1.66 t	1.66 t	0.00 t	0.00 t
17	石綿含有廃棄物	1.50 t	1.50 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
18		t	t	t	t	t	t
19		t	t	t	t	t	t
20		t	t	t	t	t	t
21		t	t	t	t	t	t
22		t	t	t	t	t	t
23		t	t	t	t	t	t
24		t	t	t	t	t	t
25		t	t	t	t	t	t
	合計	6,601.86 t	6,601.86 t	80.85 t	6,600.36 t	0.00 t	0.00 t

## 産業廃棄物処理計画書（別紙②）

さいたま市

	産業廃棄物の種類	排出量	全委託数量	優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者への 処理委託量	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
1	廃油	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
2	廃アルカリ	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
3	建設汚泥	5,960.00 t	5,960.00 t	0.00 t	5,960.00 t	0.00 t	0.00 t
4	廃プラスチック類	10.00 t	10.00 t	0.00 t	10.00 t	0.00 t	0.00 t
5	紙くず	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
6	繊維くず	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
7	木くず	20.00 t	20.00 t	0.00 t	20.00 t	0.00 t	0.00 t
8	混合廃棄物（安定型）	30.00 t	30.00 t	0.00 t	30.00 t	0.00 t	0.00 t
9	混合廃棄物（管理型）	130.00 t	130.00 t	50.00 t	130.00 t	0.00 t	0.00 t
10	金属くず	60.00 t	60.00 t	10.00 t	60.00 t	0.00 t	0.00 t
11	廃石膏ボード	130.00 t	130.00 t	0.00 t	130.00 t	0.00 t	0.00 t
12	ガラス及び陶磁器くず	130.00 t	130.00 t	0.00 t	130.00 t	0.00 t	0.00 t
13	コンクリート塊	780.00 t	780.00 t	0.00 t	780.00 t	0.00 t	0.00 t
14	アスファルト・コンク リート塊	20.00 t	20.00 t	0.00 t	20.00 t	0.00 t	0.00 t
15	その他がれき類	300.00 t	300.00 t	20.00 t	300.00 t	0.00 t	0.00 t
16	蛍光灯類	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
17	石綿含有廃棄物	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
18		t	t	t	t	t	t
19		t	t	t	t	t	t
20		t	t	t	t	t	t
21		t	t	t	t	t	t
22		t	t	t	t	t	t
23		t	t	t	t	t	t
24		t	t	t	t	t	t
25		t	t	t	t	t	t
	合計	7,570.00 t	7,570.00 t	80.00 t	7,570.00 t	0.00 t	0.00 t